



豊健給第965号  
令和4年(2022年)1月25日

豊中市国民健康保険運営協議会  
会長 内藤 義彦 様

豊中市長 長内 繁 様



諮 問 書

令和4年度(2022年度)豊中市国民健康保険事業の運営に当たり、下記の事項について、国民健康保険法第11条第2項の規定に基づき貴会の意見を求めます。

記

1. 令和4年度(2022年度)分の保険料の賦課限度額を次のとおり改正する。

- |                    |          |
|--------------------|----------|
| (1) 基礎賦課限度額        | 650,000円 |
| (2) 後期高齢者支援金等賦課限度額 | 200,000円 |

2. 令和4年度(2022年度)分の保険料率を次のとおりとする。

(1) 基礎賦課額の保険料率

所得割	100分の8.49
被保険者均等割	30,304円
世帯別平等割	29,281円
世帯別平等割(特定世帯)	14,641円
世帯別平等割(特定継続世帯)	21,961円

(2) 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

所得割	100分の2.50
被保険者均等割	9,046円
世帯別平等割	8,396円
世帯別平等割(特定世帯)	4,198円
世帯別平等割(特定継続世帯)	6,297円

(3) 介護納付金賦課額の保険料率

所得割	100分の2.34
被保険者均等割	16,996円

3. 「第2期豊中市国民健康保険 広域化への対応実施計画」を次のとおり一部改正する。

(IV—3 市独自の保険料軽減・減免、一部負担金減免の見直しについて)

市独自減免のうち、障害者のおられる世帯や母子・父子世帯などを対象とした特別減額については、「令和4年度(2022年度)より激変緩和措置期間終了まで」を「令和5年度(2023年度)より激変緩和措置期間終了まで」に改め、その減額割合については、「令和4年度2割→令和5年度1割→令和6年度廃止」を「令和5年度1.5割→令和6年度廃止」に改める。